

# 第3章. 上水道編

## 第6節 資 料



# 1 水道料金の変遷

## 【上水道事業】

旧佐賀市

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1m<sup>3</sup>につき)

種別 改定日	家庭用		官公署		工場用		営業用		湯屋用		列車給水用		臨時給水用		娯楽用		慈善用		プール用		定額制家庭用		共用					
	基本 水量 m <sup>3</sup>	料 金 円	基本 水量 m <sup>3</sup>	超過 料金 円																								
昭和 21. 4. 1	10	2	0.17		10	2.8	0.2	36	5.4	0.11					10	3.5		1	0.09									
22. 4. 1	10	4.5	0.38		10	6.5	0.45	36	9	0.2				10	8		1	0.2										
23. 1. 3	10	30	3		10	43.5	4.35	36	60	1.65				10	55	5.5	1	1.3										
24. 4. 1	10	60	7		10	87	9	36	120	4				10	130	12	1	3										
26. 4. 1	10	90	9.2		10	150	15	40	240	8				10	300	30	1	5										
27. 4. 1	10	110			10	200		40	300					10	500		1	8										
28. 4. 1	10	180	23		20	360	23	100	1,000	12				10	500	60	1	10					5人 まで	180	35	10	160	
29. 5. 1	10	230	25		20	460	23	100	1,700	20				10	500	50	1	20					5人 まで	230	40	10	200	
39. 4. 1	10	285	30		20	570	30	100	2,400	30				10	500	60	1	20										
44. 4. 1	10	385	45		10	420	50	100	2,300	30				1	70		1	20										
50. 8. 1	10	560	75		10	750	115	100	4,100	60				1	175		1	35										
55. 4. 1	10	630	90		10	860	140	100	4,600	70				1	210		1	40										
59. 4. 1	10	800	120		10	900	180	1	85					1	300		1	60										
63. 4. 1	10	980	145		10	1,100	220	1	100					1	370		1	70										
平成 4. 12. 1	10	1,330	200		10	1,500	310	1	135					1	515		1	95										

種別 改定日	家庭用		官公署		工場用		営業用		湯屋用		列車給水用		臨時給水用		娯楽用		慈善用		プール用		共用				
	基本 水量 m <sup>3</sup>	料 金 円	基本 水量 m <sup>3</sup>	超過 料金 円	基本 水量 m <sup>3</sup>	超過 料金 円	基本 水量 m <sup>3</sup>	超過 料金 円	基本 水量 m <sup>3</sup>	超過 料金 円	基本 水量 m <sup>3</sup>	超過 料金 円	基本 水量 m <sup>3</sup>	超過 料金 円	基本 水量 m <sup>3</sup>	超過 料金 円	基本 水量 m <sup>3</sup>	超過 料金 円	基本 水量 m <sup>3</sup>	超過 料金 円	基本 水量 m <sup>3</sup>	超過 料金 円	基本 水量 m <sup>3</sup>	超過 料金 円	
12. 6. 1	10	1,300	190		30m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> までの部分	190		60m <sup>3</sup> を超え60m <sup>3</sup> までの部分	195		80m <sup>3</sup> を超え80m <sup>3</sup> までの部分	240		100m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> までの部分	280		100m <sup>3</sup> を超える部分	310							
15. 4. 1 (新設)	10	1,300	190		30m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> までの部分	190		60m <sup>3</sup> を超え60m <sup>3</sup> までの部分	195		80m <sup>3</sup> を超え80m <sup>3</sup> までの部分	240		100m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> までの部分	280		100m <sup>3</sup> を超える部分	310							

工場用料金以外は上段と同じ

旧大和町

種別 改定日	一般用				官庁用				学校用(保育園含む)			
	基本水量 m <sup>3</sup>	料金 円	超過料金	基本水量 m <sup>3</sup>	料金 円	超過料金	基本水量 m <sup>3</sup>	料金 円	超過料金	基本水量 m <sup>3</sup>	料金 円	超過料金
平成 4.4.1	10	1,100	9m <sup>3</sup> を超え 14m <sup>3</sup> までの 部分	15m <sup>3</sup> を超え 34m <sup>3</sup> までの 部分	15m <sup>3</sup> を超え 35m <sup>3</sup> までの 部分	85m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> までの 部分	1m <sup>3</sup> につき 130	1m <sup>3</sup> を超え 10m <sup>3</sup> までの 部分	11m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> までの 部分	31m <sup>3</sup> を超え 60m <sup>3</sup> までの 部分	61m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> までの 部分	1m <sup>3</sup> につき 130
8.11.1	10	1,175	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140
12.5.1	8	1,100	150	150	160	170	150	2,000	160	160	170	8,625
16.5.1	8	1,100	180	190	200	210	220	2,000	190	200	220	8,625

新佐賀市

改定日	種別	超過料金 (円/m <sup>3</sup> )			
		基本水量	料金	超過料金	超過料金
平成 18.4.1	一般用	m <sup>3</sup>	円	30m <sup>3</sup> を超え 60m <sup>3</sup> までの部分	80m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> までの部分
		10	1,300	190	240
平成 18.4.1	工場用	※上表からの読み替え (大和地区) 80m <sup>3</sup> を超え85m <sup>3</sup> 未満の部分 280円 (諸富地区) 100m <sup>3</sup> を超え155m <sup>3</sup> 未満の部分 310円			
		85m <sup>3</sup> を超える部分 220円			
	m <sup>3</sup>	円	30m <sup>3</sup> を超え 60m <sup>3</sup> までの部分	80m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> までの部分	100m <sup>3</sup> を超え 300m <sup>3</sup> までの部分
	10	1,300	190	240	310
	1	135			
	福祉用	1	95		
	臨時給水用	1	515		

※プール用料金の廃止(平成18年4月1日)

改定日	種別	超過料金 (円/m <sup>3</sup> )			
		基本水量	料金	超過料金	超過料金
平成 19.3.1	一般用	m <sup>3</sup>	円	30m <sup>3</sup> を超え 60m <sup>3</sup> までの部分	80m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> までの部分
		10	1,300	190	240
平成 19.3.1	工場用	※上表からの読み替え (大和地区) 80m <sup>3</sup> を超え85m <sup>3</sup> 未満の部分 280円 (諸富地区) 100m <sup>3</sup> を超え155m <sup>3</sup> 未満の部分 300円			
		85m <sup>3</sup> を超える部分 250円			
	m <sup>3</sup>	円	30m <sup>3</sup> を超え 60m <sup>3</sup> までの部分	80m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> までの部分	100m <sup>3</sup> を超え 300m <sup>3</sup> までの部分
	10	1,300	190	240	300
	1	135			
	福祉用	1	95		
	臨時給水用	1	515		

※湯屋用とは、公衆浴場法第2条第1項の許可に係る公衆浴場で、物価統制令第4条の規定に基づき佐賀県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受けるものを用いるものをいう。

【簡易水道事業】

大和簡易水道事業・飲料水供給施設

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1㎡につき)

種別	一般用				官庁用				学校用(保育園含む)							
	基本水量	料金	超過料金		基本水量	料金	超過料金		基本水量	料金	超過料金					
改定日	㎡	円	9㎡を超え 14㎡までの 部分	15㎡を超え 34㎡までの 部分	35㎡を超え 54㎡までの 部分	55㎡を超え 84㎡までの 部分	85㎡を超え 100㎡までの 部分	11㎡を超え 30㎡までの 部分	100	円	1㎡につき 100㎡までの 部分	61㎡を超え 80㎡までの 部分	円	1㎡につき		
平成 10.12.24	10	1,175	140	140	150	160	170	140	20	1,875	140	150	160	170		
12. 5.1	8	1,100	150	150	160	160	170	150	20	2,000	160	160	170	170		
16. 5.1	8	1,100	180	190	200	210	220	190	20	2,000	200	210	220	220		
改定日	種別	基本水量	料金	超過料金		超過料金		超過料金		超過料金		超過料金		超過料金		
平成 18. 4.1	一般用	m <sup>3</sup>	円	10 <sup>3</sup> を超え 30 <sup>3</sup> までの部分	10 <sup>3</sup> を超え 30 <sup>3</sup> までの部分	30 <sup>3</sup> を超え 60 <sup>3</sup> までの部分	60 <sup>3</sup> を超え 80 <sup>3</sup> までの部分	80 <sup>3</sup> を超え 100 <sup>3</sup> までの部分	85 <sup>3</sup> を超え 100 <sup>3</sup> までの部分	85 <sup>3</sup> を超え 100 <sup>3</sup> までの部分						
				10	1,300	190	190	195	240	280	280	280	280	280	280	280
平成 18. 4.1	工場用	m <sup>3</sup>	円	10 <sup>3</sup> を超え 30 <sup>3</sup> までの部分	10 <sup>3</sup> を超え 30 <sup>3</sup> までの部分	30 <sup>3</sup> を超え 60 <sup>3</sup> までの部分	60 <sup>3</sup> を超え 80 <sup>3</sup> までの部分	80 <sup>3</sup> を超え 100 <sup>3</sup> までの部分	100 <sup>3</sup> を超え 300 <sup>3</sup> までの部分	100 <sup>3</sup> を超え 300 <sup>3</sup> までの部分	300 <sup>3</sup> を超える部分					
	湯屋用	1	135													
	福祉用	1	95													
	臨時給水用	1	515													

種別	一般用				官庁用				学校用(保育園含む)							
	基本水量	料金	超過料金		基本水量	料金	超過料金		基本水量	料金	超過料金					
改定日	基本水量	料金	超過料金		超過料金		超過料金		超過料金		超過料金		超過料金			
平成 19. 3.1	一般用	m <sup>3</sup>	円	10 <sup>3</sup> を超え 30 <sup>3</sup> までの部分	10 <sup>3</sup> を超え 30 <sup>3</sup> までの部分	30 <sup>3</sup> を超え 60 <sup>3</sup> までの部分	60 <sup>3</sup> を超え 80 <sup>3</sup> までの部分	80 <sup>3</sup> を超え 100 <sup>3</sup> までの部分	85 <sup>3</sup> を超え 100 <sup>3</sup> までの部分	85 <sup>3</sup> を超え 100 <sup>3</sup> までの部分						
				10	1,300	190	190	195	240	280	280	280	280	280	280	280
平成 19. 3.1	工場用	m <sup>3</sup>	円	10 <sup>3</sup> を超え 30 <sup>3</sup> までの部分	10 <sup>3</sup> を超え 30 <sup>3</sup> までの部分	30 <sup>3</sup> を超え 60 <sup>3</sup> までの部分	60 <sup>3</sup> を超え 80 <sup>3</sup> までの部分	80 <sup>3</sup> を超え 100 <sup>3</sup> までの部分	100 <sup>3</sup> を超え 300 <sup>3</sup> までの部分	100 <sup>3</sup> を超え 300 <sup>3</sup> までの部分	300 <sup>3</sup> を超える部分					
	湯屋用	1	135													
	福祉用	1	95													
	臨時給水用	1	515													

富士南部簡易水道事業

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1㎡につき)

種別	一般用				
	基本水量	料金	超過料金		
改定日	基本水量	料金	超過料金		
平成 16. 4.1	m <sup>3</sup>	円	9㎡を超え 25㎡までの部分	26㎡を超え 50㎡までの部分	50㎡を超える部分
			8	1,000	80

# 【上水道・簡易水道事業】

現行

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1 m<sup>3</sup>につき)

改定日	種別	基本水量	料金	超過料金 (円/m <sup>3</sup> )				
				10m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> までの部分	30m <sup>3</sup> を超え 60m <sup>3</sup> までの部分	60m <sup>3</sup> を超え 80m <sup>3</sup> までの部分	80m <sup>3</sup> を超え 3,000m <sup>3</sup> までの部分	3,000m <sup>3</sup> を超える部分
平成 23.4.1	一般用	m <sup>3</sup>	円	190	195	240	270	200
				※上表からの読み替え (富士南西部簡易水道) ◎経過措置(平成25年3月31日まで) 10 m <sup>3</sup> を超え25 m <sup>3</sup> までの部分 80円 25 m <sup>3</sup> を超え50 m <sup>3</sup> までの部分 90円 50 m <sup>3</sup> を超える部分 100円				
	工場用	m <sup>3</sup>	円	190	195	240	270	96
	湯屋用 <sup>**</sup>	1	135					
	福祉用	1	95					
臨時給水用	1	515						

※湯屋用とは、公衆浴場法第2条第1項の許可に係る公衆浴場で、物価統制令第4条の規定に基づき佐賀県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受けるものを使用するものをいう。

## 2 佐賀東部水道企業団の協定水量と用水単価の経緯

(消費税抜き)

年 度	契約水量		計画受水量	用水料金		受水費
	責任水量制	40,600m <sup>3</sup> /日		31円/m <sup>3</sup> (未供給地区)	44円/m <sup>3</sup> (供給地区)	
昭和59～62 昭和63～平成3		40,600m <sup>3</sup> /日	—			459,389千円 652,036千円
平成4～7		42,890m <sup>3</sup> /日	23,000m <sup>3</sup> /日	基本料金: 62円/m <sup>3</sup> 使用料金: 24円/m <sup>3</sup>		1,172,081千円
平成8		39,130m <sup>3</sup> /日	23,000m <sup>3</sup> /日	基本料金: 72円/m <sup>3</sup> 使用料金: 34円/m <sup>3</sup>		1,313,766千円
平成9～10	協定水量制	34,950m <sup>3</sup> /日	23,000m <sup>3</sup> /日	基本料金: 80円/m <sup>3</sup> 使用料金: 35円/m <sup>3</sup>		1,314,365千円
平成11～13		31,350m <sup>3</sup> /日	21,000m <sup>3</sup> /日	基本料金: 80円/m <sup>3</sup> 使用料金: 35円/m <sup>3</sup>		1,183,695千円
平成14～16		30,610m <sup>3</sup> /日	20,000m <sup>3</sup> /日	基本料金: 82円/m <sup>3</sup> 使用料金: 36円/m <sup>3</sup>		1,178,957千円
平成17年4月～ 平成17年9月	変更 協定水量制	35,453m <sup>3</sup> /日	20,000m <sup>3</sup> /日	基本料金: 71円/m <sup>3</sup> 使用料金: 33円/m <sup>3</sup>		567,157千円
平成17年10月～ 平成20年3月	変更 協定水量制	41,505m <sup>3</sup> /日	佐賀地区: 20,000m <sup>3</sup> /日 諸富地区: 6,052m <sup>3</sup> /日	基本料金: 71円/m <sup>3</sup> 使用料金: 33円/m <sup>3</sup>	平成18年度: 1,358,218千円 平成19年度: 1,363,542千円	
平成20年4月～ 平成23年3月	変更 協定水量制	40,751m <sup>3</sup> /日	佐賀地区: 20,000m <sup>3</sup> /日 諸富地区: 5,973m <sup>3</sup> /日	基本料金: 65円/m <sup>3</sup> 使用料金: 30円/m <sup>3</sup>	平成20年度: 1,224,475千円 平成21年度: 1,222,204千円 平成22年度: 1,221,521千円	
平成23年4月～ 平成26年3月	変更 協定水量制	40,147m <sup>3</sup> /日	佐賀地区: 20,000m <sup>3</sup> /日 諸富地区: 5,960m <sup>3</sup> /日	基本料金: 60円/m <sup>3</sup> 使用料金: 29円/m <sup>3</sup>	平成23年度: 1,127,322千円 平成24年度: 1,126,356千円 平成25年度: 1,125,080千円	

協定水量算出方法について

協定水量 = (過去3年間の平均配水量 × 水源余裕率<sup>※1</sup> - 自己水源) × 浄水損失 (0.96) × 送水損失 (0.94)

※1 水源余裕率 = 城内の保有水源 ÷ 受水団体への1日平均配水量

変更協定水量 (平成17年10月～) = (配水量実績 × 水源余裕率 - 自己水源) × 浄水損失 × 送水損失 × 水源利用率 + 配分水量 × 水源未利用率

(注) 受水量は年間計画の受水量であり、諸富地区の受水量は、実際の年間使用水量とは異なる数値

### 3 広報活動

#### (1) 水道週間行事

6月1日から7日までの水道週間中、本市においても水道事業について市民の理解と関心を高めるため、イベントを実施しました。

##### 【水道フェア2013】

期 日：平成25年6月1日（土）

場 所：ゆめタウン佐賀1階セントラルコート（佐賀市兵庫北）

内 容：きき水コーナー、上下水道相談コーナー、水道パネル展示、子ども工作教室、アトラクションコーナー、パフォーマンスショー、水道クイズラリー

#### (2) 施設見学

見学者		神野浄水場	下水浄化センター
学 生	小学生	1,619名	92名
	その他	6名	157名
一 般		192名	987名
計		1,817名	1,236名

#### (3) ホームページ

市民に広く情報を提供するだけでなく、市民の声を聞く場所を広げるため、ホームページを開設しています。

URL：<http://www.water.saga.saga.jp>

#### (4) 市報等での広報

4月15日号	公共下水道への接続をお願いします
6月 1日号	水道フェア2013開催のお知らせ
7月15日号	ドライミストシャワー通水式のお知らせ
10月 1日号	使った水をきれいに～市営浄化槽事業にご協力ください～
12月 1日号	下水道への接続をお願いします
3月 1日号	届出が必要な水道料金の案内

(5) 出前講座

水道水の安全性やおいしさを直接市民にPRし、水道を身近なものに感じていただけるよう、職員が出向いて水道の仕組み、水道水の安全性、家庭でできるおいしい水の飲み方などを分かりやすく説明する水道出前講座を実施しました。

【実施状況】

実施数	開催会場数	参加人数
18回	18会場	387名

(6) 広報誌「上下水道だより」

水道水のおいしさや安全性をPRし水道を身近なものと感じていただくため、また、下水道に関するさまざまな情報を発信するため、広報誌を定期発行しています。

- ・2013年冬号 平成25年12月 発行
- ・2014年春号 平成26年 3月 発行

〈2013年冬号（表紙）〉



〈2014年春号（表紙）〉



# 4 神野浄水場及び神野第2浄水場水処理フロート図

